



令和元年10月1日
「湯浅町部落差別を
なくす条例」が
施行されます



差別のない・元気・笑顔の花咲く町



部落差別は許されないことです。
町民一人ひとりが理解を深め、
部落差別を根本からなくし、
湯浅の元気、笑顔を
みんなの力でさらに充実させましょう。

差別のない・元気・笑顔の花咲く町 湯浅町



あなたの行動が、この町をもっと素敵に
変えていくかもしれません。

お問い合わせ

湯浅町人権推進課

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2707-1(湯浅町総合センター内) 0737-64-1126



植物油インクを使用しています

このパンフレットは、読みやすさと見やすさに
配慮をしたデザインをしています

